

# 最近の国際金融情勢について

令和5年11月10日

財務省国際局

1. 世界経済見通し

2. G7・G20関連

3. アジア地域金融協力

# IMF世界経済見通しの概要（2023年10月）①

【世界経済見通し】 ※ 括弧内の数字は、本年7月時点の見通しとの比較。

- **世界経済の成長率は、2023年+3.0%（0.0%pt）、2024年+2.9%（▲0.1%pt）となる見通し。**パンデミック、ウクライナにおけるロシアの戦争、地経学的分断の長期的な影響、インフレ抑制のための金融引締め、高水準の債務の中での財政支援の縮小、自然災害等のより周期的な要因により、**世界経済の回復は緩やか**である。
- **各国の見通し**： **米国**は、Q2における**投資の増加、依然としてタイトな労働市場を反映した消費の伸び、拡張的な財政政策**により**2023年2.1%、2024年1.5%に上方改定**(+0.3%pt、+0.5%pt)。 **ユーロ圏**は、**仏**における**強い内需**の一方、**独**における**外需と製造業の不振**により**2023年0.7%、2024年1.2%に下方改定**(▲0.2%pt、▲0.3%pt)。 **中国**は、**不動産市場の危機の悪化と投資の減速**により**2023年5.0%、2024年4.2%に下方改定**(▲0.2%pt、▲0.3%pt)。 **日本**は、**ペントアップ需要、緩和的な政策、自動車輸出の回復**により、**2023年2.0%、2024年1.0%に上方改定**(+0.6%pt、0.0%)。
- 2023年の**インフレ率**は、**先進国では4.6%、発展途上国では8.5%**。エネルギー価格等の下落により、**ピークからは低下したが、多くの国で依然としてターゲットを上回る**。

## 【リスク】

- **世界経済のリスクは、上方・下方の間のバランスが改善しているが、依然として下方に傾いている。**

### 上方リスク

- ① **インフレの沈静化**：エネルギー価格の低下、労働市場の軟化等によるインフレ率の想定以上の下落
- ② **内需回復の迅速化**：米国の消費増、中国の強力な政策対応、AI投資等による消費・投資の加速

### 下方リスク

- ① **中国経済の成長鈍化**：中国政府の不動産部門等に係る政策対応の遅れによる成長鈍化
- ② **気候変動・地政学的ショックによるコモディティ価格のボラティリティ上昇**
- ③ **インフレの継続**：労働市場のタイト化と賃上げ圧力をうけたインフレの継続
- ④ **資産価格の下落による金融市場のタイト化**
- ⑤ **途上国の債務危機の悪化**
- ⑥ **地政学的リスクへの対応から生じた貿易や資本移動等の規制**による経済協調の阻害
- ⑦ **社会不安の増大**。

# IMF世界経済見通しの概要（2023年10月）②

## 【政策対応】

○ インフレからのソフトランディングの可能性は高まっているものの、依然高いインフレ率や、特に持続不可能な水準の債務を負う中低所得国の財政余力の制約等、多くの政策課題が存在。気候変動や地経学的分断による負の影響への対処や脆弱層の保護には、迅速かつ国際的に協調した政策対応が必要。

(短期)

- **インフレへの対応**：世界的にコアインフレ率は緩やかに低下しているが依然として高水準。**金融政策は一般的には引締めスタンスを維持し、拙速な緩和を避けるべき。財政引締めはインフレ抑制に寄与しうる。**インフレ率がターゲットを下回る国では、財政余力の範囲で、需要を支える財政支出が考えられる。
- **金融監督の強化**：バーゼルⅢ実施等の規制強化やリスク監視が重要。中国ではより強力な中央政府の行動が必要。
- **財政政策の正常化**：多くのケースにおいて、**財政余力を回復するための財政引締めが適切。歳出を脆弱層への支援に重点化しつつ、中期財政計画についての明確なコミュニケーションが必要。**
- **債務危機の防止**：途上国における「**共通枠組**」等を通じた**債務再編**の取組みや、国内資金動員や財政フレームワークの強化等債務危機防止のための取組みが必要。ザンビアにおける債務再編合意は歓迎すべきステップ。
- 輸出規制の撤廃等による**食料安全保障の確保**、職業訓練や規制緩和等による**労働供給の増加**も重要な課題。

(中期)

- **マクロ構造改革の強化**：生産性向上のためには、ガバナンス、ビジネス規制、対外規制緩和等の取組みが重要。ヘルスケア・教育アクセスの向上等を通じた人的資本の強化、スタートアップ支援、デジタル化の取組みも重要。
- **気候変動対策とグリーン・トランジション**：カーボンプライシングや補助金は、企業による先端技術の採用を支援しうる。貿易ルールに沿った炭素国境調整措置や産業政策の実施も有効。適応に係る活動やインフラへの投資も必要。
- **「グリーン回廊」の確立・データシェアリング**：「グリーン回廊」は、グリーン・トランジションに必要な重要鉱物の流通確保のために重要。重要鉱物に関する国際的な情報共有を進める必要。
- **国際協調の強化と分断の影響緩和**

# IMF世界経済見通しのアップデート（2023年10月）③

（対前年比GDP成長率、単位：％）

	2022					2023					2024				
	23.04 時点	23.07 時点	23.10 時点	23.04 との差	23.07 との差	23.04 時点	23.07 時点	23.10 時点	23.04 との差	23.07 との差	23.04 時点	23.07 時点	23.10 時点	23.04 との差	23.07 との差
日本	1.1	1.0	1.0	▲ 0.1	0.0	1.3	1.4	2.0	0.7	0.6	1.0	1.0	1.0	0.0	0.0
米国	2.1	2.1	2.1	0.0	0.0	1.6	1.8	2.1	0.5	0.3	1.1	1.0	1.5	0.4	0.5
ユーロ圏	3.5	3.5	3.3	▲ 0.2	▲ 0.2	0.8	0.9	0.7	▲ 0.1	▲ 0.2	1.4	1.5	1.2	▲ 0.2	▲ 0.3
ドイツ	1.8	1.8	1.8	0.0	0.0	▲ 0.1	▲ 0.3	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.2	1.1	1.3	0.9	▲ 0.2	▲ 0.4
フランス	2.6	2.5	2.5	▲ 0.1	0.0	0.7	0.8	1.0	0.3	0.2	1.3	1.3	1.3	0.0	0.0
英国	4.0	4.1	4.1	0.1	0.0	▲ 0.3	0.4	0.5	0.8	0.1	1.0	1.0	0.6	▲ 0.4	▲ 0.4
先進国計	2.7	2.7	2.6	▲ 0.1	▲ 0.1	1.3	1.5	1.5	0.2	0.0	1.4	1.4	1.4	0.0	0.0
アジア	4.4	4.5	4.5	0.1	0.0	5.3	5.3	5.2	▲ 0.1	▲ 0.1	5.1	5.0	4.8	▲ 0.3	▲ 0.2
中国	3.0	3.0	3.0	0.0	0.0	5.2	5.2	5.0	▲ 0.2	▲ 0.2	4.5	4.5	4.2	▲ 0.3	▲ 0.3
インド	6.8	7.2	7.2	0.4	0.0	5.9	6.1	6.3	0.4	0.2	6.3	6.3	6.3	0.0	0.0
新興国・ 途上国計	4.0	4.0	4.1	0.1	0.1	3.9	4.0	4.0	0.1	0.0	4.2	4.1	4.0	▲ 0.2	▲ 0.1
世界計	3.4	3.5	3.5	0.1	0.0	2.8	3.0	3.0	0.2	0.0	3.0	3.0	2.9	▲ 0.1	▲ 0.1

1. 世界経済見通し
2. **G7・G20関連**
3. アジア地域金融協力

# G7財務大臣・中央銀行総裁会議の概要（2023年10月12日 於：モロッコ・マラケシュ）

世銀・IMF総会開催期間中に、**日本が議長を務めG7を開催**。以下の内容を含む**共同声明**を採択。

## 国際情勢

- ・モロッコとアフガニスタンの地震とリビアの洪水による犠牲者とそのご家族に、深い哀悼の意を表明。
- ・今般の**ハマスによるイスラエル国に対するテロ攻撃を断固として非難し、イスラエル国民との連帯を表明**。

## ロシア対応・ウクライナ支援（※ウクライナのマルチェンコ財務大臣が対面で参加。）

- ・ウクライナに対する揺るぎない支援を再確認。**ロシアのウクライナに対する侵略戦争を非難**することで結束。
- ・**ロシアがウクライナの長期的な再建の費用を支払うようにする取組**を続け、それぞれの法制度と国際法に整合的に、**ウクライナ支援のためのあらゆる可能な方策を探求**。
- ・引き続き**ウクライナの短期資金ニーズに対応**し、ウクライナの復旧・復興を支援。
- ・凍結されたロシアの国家資産を保有する民間事業者において、特別な収入が凍結資産自体から発生している場合、**その収入をウクライナ支援に向け得る方策を探求**することに合意。

## RISE（ライズ：強靱で包摂的なサプライチェーンの強化）

- ・低・中所得国が**グリーンエネルギー関連製品のサプライチェーン**でより大きな役割を果たせるよう協力する互恵的パートナーシップ「RISE」について、**成功裏の立上げを歓迎し、その実施を今後も支援**。

## 途上国支援・アフリカ

- ・途上国で民間資本を動員するための公的資金の役割、ビジネス環境改善・国内資金動員の重要性を確認。より多くの、より良い、安全なFDIを促進するための**OECDの戦略**を歓迎。**G7-アフリカラウンドテーブル**開催への期待を表明。

## G20の取組への関与等

- ・**債務問題**について、「**共通枠組**」の実施を強化するG20の取組を引き続き支持し、**スリランカの債務措置の合意に向けた債権国会合での大きな進展を歓迎し、その迅速な解決に期待**。
- ・**MDBs**が**既存資本の活用**のための努力を継続することを強く求め、地球規模課題への対処・最貧国への支援のために、世界銀行において**更なる資金余力と譲許的資金を共同で動員**することを確認。
- ・**IMFクォータ見直し**について、本年末の期限までに**増資を伴う見直しが完了**するよう最大限の努力を継続。
- ・**為替**については、**過度な変動は望ましくない**といった合意を再確認。



# G20財務大臣・中銀総裁会議の概要（2023年10月12-13日 於：モロッコ・マラケシュ）

ウクライナにおける戦争が世界経済に悪影響を与えていることなどを含むG20ニューデリー首脳宣言の文言(核兵器の不使用を含む)が盛り込まれた**共同声明**を、**全てのメンバーの合意により採択**（共同声明は、2022年2月以来、7回ぶり）。

## 世界経済

・**最近のショックに対する強靱性**が示されている一方、地経学的緊張、自然災害、債務の脆弱性を悪化させる可能性のある金融環境のタイト化などにより**引き続きリスクは下方に傾いているとの認識**を共有。本年7月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議で合意され、9月のG20サミットで首脳から求められた（為替政策を含む）政策行動とアプローチについてのコミットメントを再確認。

## 国際開発金融機関（MDBs）

・**より良く、より大きく、より効果的なMDBs**を実現するための首脳からの要請を再確認。来年4月のG20にそのための道筋を提案するよう作業部会に要請。**既存資金の効率的な活用の更なる実施**をMDBsに要請。**増資の必要性、タイミングは各MDBの理事会で決定**するのが最も適切との考え方を確認。**限られた譲許的資金を配分するための明確な枠組み**に沿った形で、**世界銀行の能力を押し上げるための更なる資金余力と譲許的資金を共同で動員**することに合意。

## 債務

・**低中所得国の債務問題への対処の重要性**を強調。「**共通枠組**」の下での、**ザンビア**の債務措置に関する覚書の最終化に向けて前進した作業及び**ガーナ**の債務措置に関する現行の進展を歓迎。更に、**スリランカの債務状況の適時の解決に向けた進展を歓迎し、可能な限り早期の合意を要請**。全ての関係者による**債務の透明性向上**に係る取組を歓迎。

## 金融セクター

・「IMF-FSB統合報告書」で提案された**暗号資産についてのロードマップ**をG20として採択し、その迅速かつ調和された実施及び定期的な更新を要請。**ノンバンク金融仲介（NBFIs）の強靱性向上**のためのFSB等の作業を支持。

## 次期議長国ブラジルのプライオリティ

・財務トラックでは、①ネットゼロ実現や不平等対策を含めた**世界経済のリスクへの対応**、②MDBsの資金能力増強や新興途上国の発言権の拡大を含む**国際金融機関の改革**、③**より公平な税制の実現**、④**低中所得国への譲許的資金の増加と債務プロセスの改善**、⑤格差是正・環境配慮を促すための官民の適切なリスクシェアリング、がプライオリティ。



## 【国際通貨金融委員会（IMFC）】10月13-14日

ロシア非難の文言をめぐる各国間の意見の相違により、コミュニケ発出に合意できず、議長声明に切り替え。

### ロシア非難

- ウクライナにおける戦争が世界経済に悪影響を与えていることなどを含む**G20デリー首脳宣言**を引用した上で、**多くのメンバーがロシアによる戦争を非難した旨も明記**。

### クォータ見直し

- 本年12月15日の期限までに16次クォータ見直しを完了するとのコミットメント**を再確認。**増資の具体的な手法には言及せず「有意義な増資」への支持を表明**。  
(※今後、増資規模や方式についての具体的な提案を理事会で取りまとめ、加盟国の投票により決定。)

### 途上国支援

- 日本は、40%のSDRチャネリングの残額全てを活用し、**貧困削減・成長トラスト（PRGT）利子補給金への追加貢献**を表明。**世界全体の利子補給金調達目標の達成に大きく貢献**。

## 【世銀・IMF合同開発委員会（DC）】10月12日

ロシア非難の文言をめぐる各国間の意見の相違により、コミュニケ発出に合意できず、議長声明に切り替え。

- 地球規模課題への対応強化のため、**世銀の新しいビジョンとミッションへの支持を表明**。
- 業務モデルについては、気候変動やパンデミックなどの地球規模課題に合意。
- 財務モデル**については、ドナー国の保証を活用した**ポートフォリオ保証プラットフォーム（PGP）**やハイブリッド資本といった融資余力拡大のための新たな金融手法を確認。**日本は、PGPへの拠出を通じて、数十億ドル規模の融資余力の拡大に貢献する用意**があることを表明。
- 次回の春季会合に向けて、**譲許的資金の配分原則の策定**や民間資金動員の強化など、世銀改革を更に進めていくことに合意。また、低所得国支援のための、**野心的なIDA21への支援の必要性**を認識。

# ウクライナ情勢をめぐる我が国の制裁措置

➤ G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、ロシアに対して主に下記の措置を実施。

## 金融分野等における措置

※日付は特記ない場合2022年

- 1. ロシアの金融機関に対する資産凍結 (12行)**  
Bank Rossiya (2/26)、開発対外経済銀行(VEB) (3/1)、Promsvyazbank (3/1)、Bank Otkritie (3/3)、Sovcombank (3/3)、Novicombank (3/3)、VTB (3/3)、Sberbank (4/12)、Alfa-bank (4/12)、Russian Agricultural Bank (6/7)、Credit Bank of Moscow (6/7)、Rosbank (2023/2/28)
- 2. ロシア中央銀行に対する資産凍結 (3/1)**
- 3. ロシア向けの新規の対外直接投資の禁止 (4/12)**
- 4. 外国為替及び外国貿易法の一部改正 (暗号資産に係る制裁の実効性強化)**  
(4/20公布、5/10施行)
- 5. ロシア向けのサービスの提供禁止**  
(信託、会計・監査、経営コンサルティングは7/5、建築、エンジニアリングは2023/6/30)
- 6. ロシアを原産地とする金の輸入禁止 (7/5)**
- 7. 上限価格超で取引されるロシア産原油及び石油製品に対する海上輸送等のサービス提供禁止 (プライス・キャップ)**  
(原油の実施は12/5、石油製品の実施は2023/2/6)

## 個人・団体に対する資産凍結措置

- ロシア関係者：計945名の個人及び207の団体 ※オリガルヒ関係者、ウクライナの東部・南部地域の関係者等を含む
- ベラルーシ関係者：計19名の個人及び12の団体

## 各種コミュニケにおけるロシア凍結資産関連箇所（抜粋）①

### ・ 2023年 2月24日 G7首脳声明（抜粋）

我々は、ロシアがウクライナの長期的な再建の費用を支払うようにする取組を続ける。ロシアは、戦争及びウクライナの重要インフラに対するものを含む自身のもたらした損害について、全責任を負う。われわれは、ロシアが与えた損害を登録するための国際的なメカニズムの必要性を共に再確認する。我々は、我々の各々の法制度と整合的に、ウクライナの主権及び一体性の侵害に対応する紛争解決が得られるまで、我々の管轄権の下にあるロシアの国家が有する資産を引き続き動かさせないようにしておくことを決意する。いかなる紛争の解決もロシアが自身のもたらした損害について支払うことを確保しなければならない。我々は、これらの目標を推進するため、ロシアの国家が有する資産を保有するG 7を超えたパートナーと協力し、可能な限り広範な連合を構築する。

### ・ 2023年 5月13日 G7財務大臣・中央銀行総裁声明（抜粋）

我々はまた、2月24日の首脳声明に沿った形で、我々の管轄権下にあるロシアの国家が有する資産を引き続き動かさせないようにしておくことを確保する。

### ・ 2023年 5月19日 G7広島サミット ウクライナに関するG 7首脳声明（抜粋）

我々は、ロシアがウクライナの長期的な再建の費用を支払うようにする我々の取組を続ける。  
・・・我々は、我々の管轄下で動かさせないようになっているロシアの国家が有する資産の保有状況について完全に把握するための取組を進めている。我々は、それぞれの法制度と整合的に、ロシア自身がウクライナにもたらした損害を支払うまで、我々の管轄下にあるロシアの国家が有する資産を、引き続き動かさせないようにしておくことを再確認する。

## 各種コミュニケにおけるロシア凍結資産関連箇所（抜粋）②

### ・ 2023年 10月12日 G7財務大臣・中央銀行総裁声明（抜粋）

我々は、ロシアがウクライナの長期的な再建の費用を支払うようにする我々の取組を続ける。我々はまた、それぞれの法制度と国際法に整合的に、ウクライナ支援のためのあらゆる可能な方策を探求する。我々は、ロシアの支配層（エリート）、代理勢力、オリガルヒ（REPO）タスクフォースによる、REPO加盟国の管轄下で動かさないようになっているロシアの国家が有する資産（現段階では約2,800億米ドル相当とされる）を把握するための初期の取組を歓迎するとともに、今後数カ月かけてその初期の取組を精緻化することを期待する。我々は、それぞれの法制度と整合的に、ロシア自身がウクライナにもたらした損害を支払うまで、我々の管轄下にあるロシアの国家が有する資産を、引き続き動かさないようにしておくとの我々の首脳声明を想起し、再確認する。（後略）

（前略）我々は、凍結されたロシアの国家資産に直接起因する、民間事業者に保有された特別な収入が存在しており、それが適用可能な法令の下でロシアへの返還義務を満たすことが求められていない場合、その収入をどのようにウクライナ支援とその復旧・復興に向け得ることができるかについて、適用可能な法令に適合するかたちで探求する。

（注）上記 REPOタスクフォースは、G7及びオーストラリアで構成。

# ウクライナ向け支援（財政・民間活動等）

## 財政支援：インフラ復旧支援を含めたウクライナ政府の支援

### ・ 世界銀行を通じた財政支援グラント：約5億ドル

エネルギー、運輸、医療セクターの基幹インフラの復旧支援等に充当予定。

(※) 受注に関するセミナーの情報を、関係省庁を通じて日本企業にも周知。

### ・ 世界銀行への信用補完を通じた財政支援融資：50億ドル（関連法案が4月7日に国会で成立。4月14日公布・施行。）

(※) 上記55億ドルのほか、2022年中に実施した日本のウクライナ向け財政支援（円借款）は6億ドル（世界銀行との協調融資）。

【参考】 G7等の財政支援

- 2023年5月11-13日のG7財相・中銀総裁会合において、日本の55億ドルを含め、G7 各国・機関が440億ドルの2023年及び2024年初頭の財政・経済支援へのコミットを確認（G7各国・機関は、2022年に327億ドルの財政支援を動員）。
- 2023年3月、4年間で156億ドル規模のIMF支援プログラムが承認。

## 民間活動支援：保証の供与と各国公的金融機関の連携強化

### ・ 世界銀行グループの多数国間投資保証機関（MIGA：長官は俣野弘氏）への拠出：2,500万ドル

MIGAが新設した「ウクライナ復興・経済支援（SURE）信託基金」に、最初のドナーとして拠出。貿易金融やウクライナ向け投融資の政治リスクへの保証の供与により民間セクターを支援。

### ・ JBICによるウクライナ民間セクター向け支援（関連法案が4月7日に国会で成立。4月14日公布、10月1日施行。）

JBICが、国際金融公社（IFC）や欧州復興開発銀行（EBRD）等からのウクライナ民間セクター向け融資を保証することを可能とする法改正を実施。

### ・ 「ウクライナ投資プラットフォーム」の設立合意

G7の開発金融機関及びEBRDの連携強化・協調投融資の促進のため、JBICが主導して設立に合意。5月12日、ウクライナのマルチェンコ財務大臣参加（オンライン）のもと、東京JBIC本店でローンチイベントを開催。6月21日のウクライナ復興会議においてMoUに署名。

## 能力開発支援：ウクライナの能力開発のためのIMFの信託基金への貢献を通じた支援

ウクライナの能力開発を目的としたIMFのマルチドナー信託基金に2百万ドルの資金貢献を実施し、国内資金動員に関する能力開発を支援。



## 財政支援：影響の大きなモルドバへの支援

- 財政支援円借款：約 1 億ドル
- モルドバ政府の金利負担軽減：約1,700万ドル

世界銀行への円借款を活用し、今夏に予定されている世界銀行のモルドバ向け財政支援融資（1億ドル規模となる見込み）に係るモルドバ政府の金利負担を軽減。

## JBICを活用した民間部門も含めた周辺国支援

- 周辺国におけるウクライナ避難民支援等のための資金調達や日本企業の事業活動の支援：民間資金も含め総額約10億ドル規模の資金動員

各国政府の復興・避難民支援のための資金調達支援（サムライ債の発行支援）や、日本企業の参画も念頭に置いたエネルギーの脱ロシア化等の支援。

### 【参考】支援等の例

- ▶ ポーランド開発銀行が日本で発行する円建て債券（サムライ債、930億円）について、ポーランド政府と共同で保証を提供。調達資金は、ウクライナからの避難民支援に充てられる。
- ▶ 主に中東欧地域（ポーランド等）のスタートアップ企業に投資を行うファンドに、日本企業とともに出資。日本企業との事業提携や資本提携等の促進を図る。
- ▶ 日本企業のEV用資材（リチウムイオン電池用資材）の生産拠点のハンガリーでの設立に必要な資金を融資。
- ▶ ポーランド開発銀行やルーマニア財務省・ルーマニア輸出入銀行と、エネルギー安全保障、気候変動対策等の分野における連携強化に関する覚書を締結。

# 日ウクライナ財務協議の開催等について

- 8月2日（水）に**ウクライナ・キーウ**にて、**財務協議を立ち上げ、初回会合を開催**。
- ウクライナ側はマルチェンコ財務大臣、日本側は神田財務官が参加。
- 協議では、包括的な内容について合意が得られ、共同プレスリリースを発出。

## 主な成果・議論

- 現地での包括的な対話の実施により、**日本のウクライナ支援への揺るぎない姿勢**を強力に伝達。
- ウクライナからは、**日本の支援や、日本の国際場裡での主導的な役割への感謝**とともに、IMF支援プログラムの下での税財政、反汚職等の**改革実施への力強いコミットメントを再確認**。
- 日本からは、
  - 実施中の総額76億ドルの支援内容を改めて紹介し、あわせて、**国税・税関等の歳入分野における技術支援や、戦争の被害を受けた住宅向けの世界銀行プロジェクトの準備に関し、追加支援の意思を表明**。
  - **日ウクライナ経済復興推進会議（於：東京）を開催**することを改めて紹介。
- **ウクライナから、可能な限りロシアの凍結資産を復興費用に充当したい**との話あり\*。その具体策は、今後G7で議論。日本からは、**ロシアがウクライナの長期的な再建の費用を支払うことに向けたG7広島サミットの決意を再確認**し、その目標を達成するための取組を強化することを表明。

※今後10年間で復旧復興に要する費用は4,110億ドル（2023年3月世銀）。一方、G7等は、約3,000億米ドル相当のロシア中央銀行の資産を凍結（2022年6月「ロシアの支配層、代理勢力、オリガルヒに対するタスクフォース」（REPO）共同声明）。

## バイ面会

- 8/2 スヴィリデンコ第一副首相兼経済発展・貿易大臣（ウクライナ）：民間投資促進、地雷除去等を議論
- 8/3 ジェチコフスカ財務大臣（ポーランド）：ODA/非ODAを通じた協力、ウクライナ難民受入等を議論 14



# G7-アフリカラウンドテーブル 概要

G7議長国として日本政府が閣僚級会合を主催。G7・アフリカ各国・G20議長国・国際金融機関が、アフリカにおける民間資金動員の強化に向けた取り組みについて議論。

- 日時：2023年10月14日（土） 12：45～13：45（現地時間）
- 開催場所：モロッコ・マラケシュ
- 出席者：日本 鈴木財務大臣（議長）、アフリカ諸国（コモロ、ガーナ、モロッコ、ナイジェリア、セネガル、南アフリカ、ザンビア）、G7、EU、インド、ブラジルの財務大臣等、IMF、世銀、アフリカ開発銀行、OECD
- 主な議論の概要（議長総括を会議後に公表）：
  - アフリカ諸国が、気候変動、パンデミック、食糧安全保障といった複数の複合的なグローバルな課題から特に大きな打撃を受けていることを認識。
  - G7各国のイニシアティブ、PGII、RISEを含む各種公的資金の取組が、民間資金動員のため進められていることを認識。
  - 政治や経済システムの安定を通じて投資家の安心感を高めることが、民間投資を呼び込む基礎となることを認識。
  - アフリカ諸国の重い債務状況を踏まえ、債務持続可能性と透明性が投資判断の重要な要素であることや、債権国が「共通枠組」を通じて債務措置を迅速に実施し予見可能性を高める必要があることを認識。

## （関連）OECDによる非OECD加盟国向けFDI関連支援のための戦略

- アフリカを含む新興国・途上国の経済発展には、経済安全保障の観点から踏まえた、FDIを含む民間資金の活用が不可欠。この観点から、G7は、G7財務大臣・中央銀行総裁会議（2023年5月 新潟開催）の共同声明において、OECDがアフリカ諸国を含む非OECD加盟国向け支援を深化・拡大していくための戦略の作成をOECDに要請。
- これを踏まえ、OECDは「**Supporting EMDEs in attracting more better, and safe FDI**」と題する戦略を世銀・IMF総会にあわせて公表。

# サプライチェーン強靱化に係る新たなイニシアティブ（RISE）

## 低・中所得国がクリーンエネルギー関連製品のサプライチェーンにおいてより大きな役割を果たすための新しいパートナーシップ：RISE（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement）

### 背景

- 2023年4月のG7財務大臣・中央銀行総裁会議（於：米DC）のコミュニケの付属文書にて、「**脱炭素時代における強靱なサプライチェーン構築に向けた財政・公的金融手段に係るハイレベル政策ガイダンス**」を公表。
- 「ガイダンス」では「G7が、資金、知見、及びパートナーシップを組み合わせた**互恵的な協力**を通じて、**低・中所得国がサプライチェーンでより大きな役割を果たせるよう、共同で後押しすることにコミット**」と明記。

### 経緯

- 「ガイダンス」を具体的な行動に移すべく、**G7が、同志国や世銀等と連携して、低・中所得国が、クリーンエネルギー関連製品の中流（鉱物の精錬・加工）及び下流（部品製造・組立）において、より大きな役割を果たせるよう協力する、新たなパートナーシップ（RISE）の制度設計を精力的に議論。**  
（参考）G7広島サミット（2023年5月）では首脳間で「**G7クリーン・エネルギー経済行動計画**」を採択。その中で、**財務大臣に、世銀等と協力して、遅くとも本年末までの立ち上げを目指し、低・中所得国を支援する新しいパートナーシップであるRISEを策定するよう要請。**
- **10月11日、マラケシュでの世銀・IMF年次総会にて、ローンイベントを開催し、RISEの立上げを宣言するとともに、カナダ、イタリア、韓国の代表からRISEの意義や資金貢献について、チリ、インドの大臣からは、低・中所得国が直面する課題やRISEへの期待について言及。日本から合計で2,500万ドルの資金貢献を表明。現時点で各国の資金貢献の合計は5,000万ドル超。**

### 新たなパートナーシップが目指す成果

1. **中・低所得国**の自国産業の多様化・高付加価値化を通じた、**持続可能な発展**
2. **クリーン・エネルギー関連製品**の**安定供給**を通じた、**ネットゼロ**に向けた世界的な取組みの下支え

### 想定される具体的取組み

1. 低・中所得国にとっての機会と課題を特定する**分析**の提供
2. 投資環境の改善に向けた、ESG等に関連する**技術支援**や**能力構築プログラム**の提供
3. 協調投融資の促進に資する、**現場レベルでの情報共有強化**

# 低・中所得国の債務問題に関する足元の動き

## 背景

- 債務状況の悪化した途上国に対する債務救済は、これまで、**先進国を中心とする債権者会合の「パリクラブ」が主導**。
- **中国をはじめとする非パリクラブメンバーの新興債権国**を巻き込んだ債務救済が課題となる中、**G20**は多国間の枠組み創設に向けて議論。日本及び同志国が中国の反発を押さえた結果、2020年11月、G20は、**低所得国向けに債務救済を行うための「共通枠組」を承認**。**チャド、エチオピア、ザンビア、ガーナ**が同枠組による債務救済を要請。
- 2022年4月、「共通枠組」対象外の**中所得国**である**スリランカが対外債務の支払いを停止**。日本は、スリランカの要請に応じ、同国の債務再編に向けたプロセスを主導。**仏・印と共に共同議長として債権国会合を開催**。

## 足元の動き

### ■ 「共通枠組」（低所得国）

- **ザンビア**：2021年2月、債務再編要請。2022年7月、債権者委員会は資金保証を供与し、**IMF理事会は、IMF支援プログラムを承認**。2023年6月、債権者委員会とザンビア当局が**債務再編条件に大筋合意**し、10月、**覚書にも合意**。
- **チャド**：2020年12月、債務再編要請。2022年11月、債権者委員会は、**今後資金ギャップが生じた際に債務措置を検討すること等を盛り込んだ覚書に合意**。
- **ガーナ**：2022年12月、債務再編要請。2023年5月、ガーナに資金保証が供与され、**IMF理事会において、IMF支援プログラムを承認**。現在、債権者委員会において再編内容の技術的な議論を行っているところ。
- **エチオピア**：2021年2月、債務再編要請。内戦の影響等により、IMF支援プログラムの導入に向けたIMFと当局の交渉が中断していたが、停戦合意により再開。債権者委員会もこれに応じ、資金保証の供与に向け議論中。

### ■ スリランカ（中所得国）

- 2022年9月、**鈴木財務大臣がスリランカ大統領に対し、日本が債務再編において役割を果たす用意がある旨伝達**。
- 2023年3月、パリクラブや中、印等による資金保証供与を受け、**IMF理事会はIMF支援プログラムを承認**。同年4月、ウイクラマシンハ大統領は、透明性を確保し、公平な債務再編を実施すること等を約束したレターを公表。
- 2023年4月、IMF・世銀春会合で、日本は、**日印仏の共同議長国等とともにスリランカの債権国会合立ち上げを発表**。同年5月**第1回債権国会合を開催**。その後議論を重ね、10月、**共同議長会合を次官級で開催し、議論の進捗を歓迎**<sup>17</sup>。

# 保健分野における国際的な動きと日本の財務省の取組①

## 背景

- 日本は、かねてから**ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ**の重要性を指摘するとともに、その実現のためには資金面の手当てが不可欠として、**財務大臣と保健大臣の連携の強化**を提唱。2019年G20大阪サミットに際し、初の「**G20財務・保健大臣合同会議**」を開催。
- 新型コロナウイルスのパンデミックは、財務・保健の連携強化と**パンデミックPPR(予防【Prevention】、備え【Preparedness】及び対応【Response】)**の向上の必要性を露呈。

## パンデミック基金について

- G20財務大臣トラックを中心とする議論を踏まえ、既存の国際保健システムにおける資金ギャップに対処する新たな資金メカニズムとして、2022年に**パンデミック基金が世界銀行に設立**。
- **支援対象**：全ての**世界銀行 (IBRD/IDA) 支援対象国**。
- **資金規模**：ドナーの貢献表明総額は**16億ドル超 (2023年5月時点)**。日本は、**計7千万ドルの貢献を表明**。
- **動向**：本年3月より「予防」「備え」に焦点を置いた第1回案件の提案を募集。審査を経て、7月に案件※を採択。本年末までに第2回案件の募集を開始すべく取組中。 ※ 19案件。総額3億3千8百万ドル。

## サージファイナンスについての議論

- 5月13日に新潟・長崎で行われたG7財務・保健大臣合同セッションにおいて、**G7財務大臣・保健大臣の「共通理解」**として、**パンデミック発生時の「対応」のため必要な資金を迅速かつ効率的に供給する、新たな「サージ・ファイナンス」の枠組**についてG20と共に検討することに合意。⇒ G20にて引き続き議論を継続中。
- 『**財務・保健の連携強化及びPPR ファイナンスに関するG7 共通理解**』2023年5月13日  
「資金ニーズに対処するための前述の取組にもかかわらず、**新型コロナウイルスのパンデミックは既存の機能の限界を露呈させた。その限界は、平時に資金を貯えておくことは大きな機会コストを伴うこと**、市場ベースでの災害・緊急リスクファイナンスは不十分と示されたこと、パンデミック発生後に、新しい仕組みを構築または資金調達を呼びかけることは時間がかかり、事前に合意された対応の欠如のため、資金提供が遅すぎ、限定的であり、有意義な対応ができないことなどを含む。  
この状況は、革新的な第三層、すなわち既存のメカニズムの調整改善を通じて補完し、**未使用の資金を蓄積することなく、パンデミック発生時に必要な資金を迅速かつ効率的に供給できる、新たな専用の「サージ」ファイナンスの枠組みを検討する必要性を指し示している。**」
- 『**G20ニューデリー首脳宣言**』2023年9月9日-10日  
「我々は、WHO及び世界銀行によって作成されたパンデミックの対応のためのファイナンスの選択肢及びギャップのマッピングに関する報告書を歓迎し、他のグローバルなフォーラムにおける議論を十分に考慮しつつ、**迅速かつ効率的に必要な資金を供給するために、ファイナンス・メカニズムをどのように最適化し、より良く調整し、必要な時には適切に強化し得るかについて、更なる検討を期待する。**」



## PPR強化円借款制度について

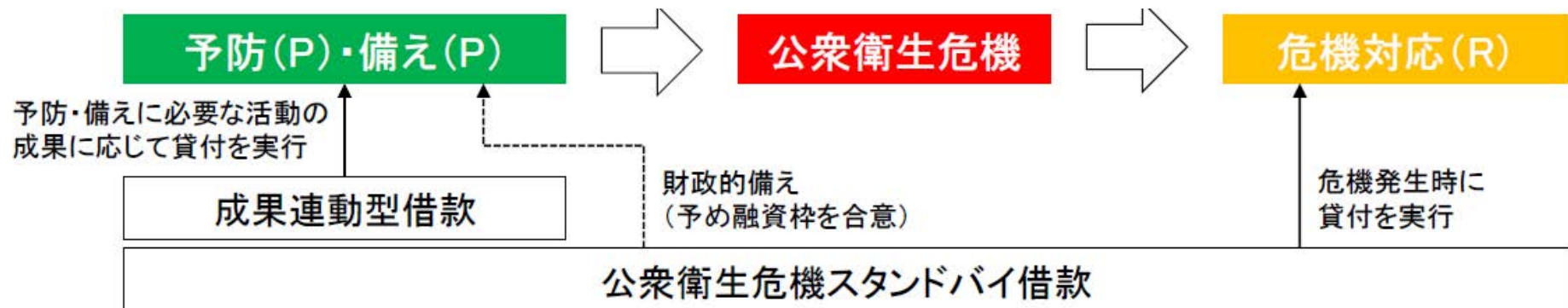
■ 本年9月、途上国に対しPPRの向上を支援するための新しい円借款制度を公表。

➤ **成果連動型借款**（途上国政府による危機への**予防(P)・備え(P)**を柔軟に支援）

- 途上国政府において予防（P）・備え（P）の向上のため達成すべき成果とそれに必要な活動の計画額を、計画の実施前に合意。成果の達成を確認しつつ、合意した計画額の貸付を実行。

➤ **公衆衛生危機スタンバイ借款**（途上国政府による危機発生時の機動的な**対応(R)**を支援）

- 途上国政府が予防（P）・備え（P）に取り組むことを前提として、途上国政府が危機発生時に機動的に対応（R）するための資金について、危機発生に先立ち、予め必要資金の融資枠を設定。



# MDBs（国際開発金融機関）の改革とCAFレビュー

- 気候変動やパンデミック等の国境を越える課題により、貧困が深刻化し、不平等も拡大。
- こうした中、世銀をはじめとするMDBsにおいて、地球規模課題への対応強化（MDB改革）や開発資金ニーズの増加に対応するための既存資本の活用といった取組（CAF<sup>キャフ</sup>レビュー）が進められている。
- **MDB改革**（MDB Evolution）
  - **MDBsによる気候変動や国際保健等の地球規模課題への対応強化を通じて、開発効果の最大化を図る取組。**
  - G20においては、議長国インドからの要請に基づき、外部有識者が**MDBs強化に関する報告書**を提出するなど、**MDBsの業務・財務能力の大幅な強化・拡大への期待**が高まっている。
  - 世銀は、23年10月の世銀・IMF合同開発委員会において、**ビジョン・ミッションの改定**や**業務モデル・財務モデルの見直し**の進捗について報告。財務モデルについては、下記CAFレビューと同時並行で議論が進んでいる。次回4月の開発委員会に向けて、**譲許的資金の配分枠組みの策定**や**民間資金動員の強化**など、世銀改革を更に進めていくことに合意。
- **CAFレビュー**（CAF: Capital Adequacy Framework（資本の十分性に関する枠組））
  - **MDBsの既存資本を最大限活用するための方策を検討するG20の取組。**23年7月のG20財務大臣会合において、CAFレビューに関する進捗等を整理した**ロードマップ**が策定され、9月のG20サミットでも報告。
  - 具体的には、資本に関する内部ルールの見直しや新たな金融手法の導入等。日本は、23年10月の開発委員会にて、ドナー国の保証を活用する**ポートフォリオ保証プラットフォーム（PGP）**への拠出を通じて、**数十億ドル規模の融資余力拡大の貢献への用意があることを表明。**



1. 世界経済見通し
2. G7・G20関連
3. アジア地域金融協力

# 日韓財務対話の概要

- **第8回日韓財務対話（大臣級）を6月29日、東京にて開催**
- **共同プレスリリースに盛り込まれた主な成果は、以下の通り：**
  - ✓ 世界経済・地域経済に関する意見交換：経済見通しの不確実性が高まっているとの認識を共有。ロシアのウクライナに対する侵略戦争を非難。
  - ✓ アジア域内の金融安定に向けた更なる協力の推進：チェンマイ・イニシアティブの強化や100億ドルの二国間通貨スワップ取極の再開、自然災害リスクファイナンスの促進
  - ✓ G20における主要課題にかかる協力の再確認：債務、MDBs改革、国際保健  
(MDBs: Multilateral Development Banks)
  - ✓ G7とパートナー国との対話のフォローアップ：RISEの速やかな立ち上げ実施に合意  
(RISE: Resilient and Inclusive Supply chain Enhancement)
  - ✓ その他二国間協力：財務当局間の人事交流、税制・税関に関する協力の合意等
  - ✓ インフラ投資を含む第三国協力：JBICと韓国輸出入銀行間の覚書への署名を歓迎
  - ✓ 第9回日韓財務対話を2024年に韓国で開催